

総合科学技術会議
第20回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1. 日時 平成14年8月29日(木) 13:30~15:30

2. 場所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

3. 出席者

(委員) 井村裕夫会長 石井紫郎議員 桑原洋議員 白川英樹議員
黒田玲子議員

石井美智子委員 位田隆一委員 香川芳子委員 垣添忠生委員
勝木元也委員 島蘭進委員 高久史磨委員 田中成明委員
藤本征一郎委員 南砂委員 鷺田清一委員

(事務局) 上原審議官 山崎参事官 竹安参事官 武田参事官 他

4. 議題

- (1) ヒト受精胚の取扱いの在り方について
- (2) その他

5. 配付資料

- 資料1 総合科学技術会議第19回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料2 ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
(論点メモ)
- 資料3 本日の専門調査会で検討を予定している事項
- 資料4 日本産科婦人科学会のヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に
関する対応

6．議事概要

(井村会長) 定刻になりましたので、ただいまから総合科学技術会議第20回生命倫理専門調査会を開催いたします。8月1日付で事務局の有本審議官が異動になり、上原審議官が新たに着任しましたので、ご紹介します。

(上原審議官) どうも上原でございます。よろしくお願いいたします。

(井村会長) それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局から資料の確認)

(井村会長) 前回の専門調査会の議事概要ですが、既に先生方のコメントを踏まえたものを事務局で取りまとめ、案としてお手元に配付してあります。特段のコメントがなければ、これで決定したいと思います。

本日は「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」という議題について、議論をしていきたいと思います。前回は研究目的のヒト受精胚の作成、人クローン胚とヒト受精胚の取扱いの整合性をどう考えるか等の問題点についてご議論をいただきました。本日は引き続きヒト受精胚はどのような存在かということから始めて、主要な問題点をできるだけ多く議論をしていきたいと考えています。前回も申し上げましたように、少しずつまとめていかないといけませんので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。それでは、山崎参事官から、資料について説明をお願いします。

(事務局から資料2、3の説明)

(井村会長) 前回の議論の中で科学技術会議ヒト胚小委員会の資料として日本産科婦人科学会から提出していただいた資料についての話がありました。本日の議論ともかかわりますので、資料として今日はお手元に配付してあります。それについて、藤本委員から簡単にご説明をいただきたいと思います。

ので、よろしく願いいたします。

(藤本委員) 資料4に沿って、簡潔に説明いたします。これは平成11年12月のヒト胚研究小委員会に提出されたものです。日本産科婦人科学会は昭和60年度から、研究に関する登録を開始しています。この資料4にはその昭和60年度から平成11年12月までに登録された107題目について、研究題目、研究目的、研究材料が示されています。この107の研究題目について、平成12年1月に再度調査(再登録)を開始いたしました。と申しますのは、昭和60年からこの平成12年まで、十数年にわたり学会としては、研究の状況がどうなっているかを把握していませんでしたので、小委員会のご指摘を受けて、その施設にアンケートをし、再登録をしてもらいました。その結果、この107題目のうち既に行われなくなったものもありまして、104題目が研究成果報告とともに再登録されています。この研究成果等については、一応学会としてはまとめてありますが、まだ公表していないものでして、学会の所定の会議の決定等を経まして、いずれ公表されるものと思います。なお、平成12年1月以降も研究登録はされていまして、ごく最近では78施設の研究機関において研究が登録され、実施されているものと思われまます。

この107個の研究題目の中で、受精過程の研究のために精子、卵子を受精させ、そしてその配偶子の受精能とその後の受精卵の発育状況を調べる研究が散見されます。例えば、26番、34番等をはじめ、題目や研究目的から、そのように推定される研究があります。学会が認めている研究に対する会告は資料4の後半に出ています。昭和60年3月に最初の会告が出まして、その後ES細胞のことがあったので、平成14年1月に改定されています。その改定されたものは昭和60年の会告のすべての項目を含んでいます。この会告では特に受精等に関する研究のために、配偶子を体外で受精させ、その後の受精卵の発育等も観察するということが認められています。ただし、受精卵の扱い期間は、受精後2週間、2胚葉のところまでという規定です。もちろん研究に用いた受精卵を母体へ戻すことは会告上もきつく禁じられています。概略的な説明ですが、以上です。

(井村会長) ありがとうございます。今の藤本委員のご説明について何かご質問ございますか。

(島菌委員) 会告の2ページ目の下線部に「生命倫理上の配慮」と書いてありますが、これについてはどういう検討をされて、これ以上の深い言及がなされているのかを伺いたと思います。

(藤本委員) 平成14年1月、会告として新たにこの下線部分が追加されました。「生命倫理上の配慮が不可欠である」という部分で、どの程度具体的に生命倫理上の配慮をしたか、というご質問ですか。それとも何か具体的な項目についての生命倫理上の確認をした上での改定かということですか。

(島菌委員) 例えば、どういうタイプの実験ならば許され、どういうタイプの実験は許されないかという検討が、生命倫理上の基準に照らして考えられたことがあるかということです。

(藤本委員) 詳細な検討のすべては私の記憶にありませんが、少なくとも学会の見解としてはクローン技術を利用するような受精卵の作成については、その前からそうですが、生命倫理上行わないという姿勢はこの議論をするときに持ち続けたと思います。それから、もちろん受精卵の生命の尊厳、生命の萌芽としての尊厳を十分尊重する、研究のための受精卵を母体に戻さないという姿勢は一貫してありますので、そういうことは今までどおりです。それ以上は、具体的にご指摘頂ければそのことについてイエス、ノーは言えますが、総論的にはこの程度のことしか言えないのでお許しいただきたいと思います。

(井村会長) ここは研究利用の問題ではなくて、ES細胞の樹立へ向けての提供の問題として議論しているわけですね。

(藤本委員) そうです。次のページに、ES細胞の樹立、使用に関して、しっかりと決まりが遵守されないような状況があるときには、学会としての意見を述べさせていただくことを設けてあります。「しかしながら、その使用の状況いかんによっては、提供に際し学会として独自の判断をせざるを得ない場合もあり得る」と、この一文を載せさせていただいています。

(位田委員) 第26番の研究では、生殖過程の研究のために精子と卵子を結合させて受精卵をつくることもこの研究の中に入っているという趣旨でしょうか。会告を見ると、そういうことは必ずしもはっきり書いてなくて、つまり精子、卵子、受精卵、それぞれは研究に使ってよろしいと書いてあるだけです。研究利用を目的としたヒト受精胚の作成という観点からすると、これまで現実には生殖補助医療の研究のためにヒト受精胚が作成されていると理解していいのでしょうか。

(藤本委員) そのような理解でよろしいと思います。

(井村会長) これは、受精の効率を高めるとか、そういう研究を目的としたヒト胚の作成と考えていいわけですか。

(藤本委員) あくまでも生殖医療の研究のためにです。

(井村会長) 生殖医療のためのものですね。それ以外ではないと。

(藤本委員) はい。

(鷲田委員) 胎児の死体を研究利用にするときの倫理規定は、ここでの精子、卵子、受精胚の研究利用の規定とどういう関係にあるのでしょうか、あるいはどういう差異があるのか、かいつまんで教えていただきたいと思います。

(藤本委員) 先生のご質問は非常に難しいのですが、ヒト胎児あるいはその

部分を使つての基礎研究は、あくまでも死体解剖保存法に準拠していることは間違いありません。一昔前という用語がありますが、一定の週数以前の胎児はかなり自由に研究できる時期がありました。しかし、今は妊娠の週数に関係なく、妊娠早期の胎児においても死体解剖保存法の適用を当然受けるべきだし、またそれに準じた事後の処理もしなければならぬと、一応我々としては考えています。現に学会としても、会告（昭和62年1月）にそのことを掲載し、死体解剖保存法を紹介し、それを遵守するような指導もしています。

それから、先生がご指摘の初期の受精胚の問題と例えば人工妊娠中絶や流産胎児との関係、これについては一貫した考えは、まだ十分には成熟していないのではないかと思います。それは今ここで話題になっています生命の萌芽ということがクリアになってきますと、自然に入っていく問題ですけれども、ただ人の生命の始まりについては前からこの場でお話になりましたように、母体保護法、刑法等の法律の中での位置づけが全部違いました。そういうことも影響して、生命の萌芽から中絶胎児、流産胎児に関する考え方はなかなか一貫したコンセプトとして統一されてないのが事実ではないかと思えます。ですから、先生のご質問は大変難しく、我々が答えられるようなレベルのことではないような状況をお許しいただきたいと思えます。

（島園委員）体外受精の科学研究のためには、受精卵を作成することが許されているわけですね。今日のメモで言うと、研究利用を目的としたヒト受精卵の作成は認められないという意見が基本であるということです。これは目的で違うということなのですが、目的が違う場合に、どういう目的の違いがあるからなぜ許されるのかということは、まだ検討されていません。ですから、今日これが提出されたことの意味は、これを既成事実として扱うということではなくて、こういうことが今まで行われているけれども、それが妥当かどうか、また、妥当ならばどうしてかということ、この委員会としても検討するという意味で提出されたものと理解してよろしいでしょうか。

（井村会長）はい、そう考えていただいていいと思います。後でまたご議論

をいただければと思います。それでは、本論に入りたいと思います。今までいろいろいただいたご意見を並記してまとめたのが資料2です。資料3にもとづいて、ご議論いただきたいと思います。最初申し上げましたように、少しずつまとめをしていかないといけませんので、幾つかの重要なポイントをこれからご議論をいただいて、そこでできるだけ結論を出していく、あるいは統一した見解が得られないとしても、多数意見、少数意見等をできるだけまとめ上げていく、そういうことをしていく必要があると思ひまして、今日は4つの話題について、資料3に提示してあります。こういう形で議論をしていくということによろしいでしょうか。

(島園委員)何回か前の討議のときに、この議論を抽象的にしないために幾つかの争点を取り上げるという議論がありました。そういう争点を取り上げるという議論は、今後のプロセスの中でどのように入ってきますか。

(井村会長)それも含んでいただいていいと思います。例えば、人クローン胚については、この前一度議論をしてもらいましたね。これは結論を出すということではなくて、一つのモデルとして議論をしていただいたわけです。これからもそういう問題があれば、いろいろなご意見を伺いたいと思いますが、できるだけある種の結論を出せるように、十分なコンセンサスは得られないかもしれませんが、それでも多くの方がこう考えるという意見が出せるようにしていきたいということです。そのため今日は、前回議論をしたものをモデルにしながら考えていただきたいということです。

(島園委員)この審議は、包括的に受精卵の取扱いについての、あるいは受精卵以外のヒトの胚についての議論をし、そのために、広い範囲にわたって、例えば不妊治療の問題等も議論していくという前提は変わらないと理解をしていいでしょうか。

(井村会長)そういう前提を変えるつもりはありません。ただ、今ここに書いてある以外の問題があるわけです。例えば不妊治療の問題とか、着床前診

断とか、幾つかまだ議論をしていない問題もあるわけですね。そういうものをどう扱うかについては、これからまたご意見を伺いたいと思います。今日すべての問題をここへ出しているわけではなくて、とりあえずこの4つぐらいで、まずある程度まとめられるかどうか、ご意見を伺っていききたいということです。その上で、その後残された問題について、またご議論をいただくと、そういうことにしたいと考えております。いつでも問題提起をしていただいて結構ですから、とりあえず、今日ここに準備した事項について、ご意見を伺っていききたいと思います。まず、全体としてヒト受精胚はどのような存在と考えるかということをおある程度まとめていかないとはいけません。これについては、既に生命倫理委員会の時代に、ヒト胚小委員会でもかなり議論をされています。それを読み返してみますと、現在でも余り変わらないと考えられるわけですし、生命の萌芽という形で小委員会でも取り上げられています。「基本的に人とも言えないけれども、もちろん物ではない、人の命の始まりとして十分尊重すべき存在である」というご意見が、今までのところ多かったですと思います。この問題について、もう少しご意見を伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高久委員) 今、先生が言われたこと以上は、なかなか言いにくいのではないですか。この前のときもそういう結論になったと思います。

(位田委員) ここでは5つの でまとめられていますが、この専門調査会全体の意見がこの5つに分かれているということではないと思いますので、もう少し2つないし3つぐらいの意見に整理をしていただければいいと思います。それ以上は、さっき高久先生がおっしゃったように、一言で答えは何かといっても多分出ないと思いますので、いくつかの考え方があり、統一的な考え方は必ずしも出てこないというのが、むしろ結論かもしれせん。

(井村会長) いかがでしょうか。そういうことでよろしいですか。かなりいろいろご意見を伺っていますので、大体の皆さんのご意見は、少しずつ違う要素はあるわけですが、ほぼ要約することが可能であろうと思っています。

それでは、また必要だったら後で戻るとして、ここは今の2人のご意見に従い、事務局の方でもう少し整理をして、ほぼ統一的な見解としてまとめられるようにしていきたいと思います。

(島菌委員)ここで、ES細胞のことが二度出てきます。なぜ受精胚からES細胞を作成することを認めているかの条件は、本来滅失されるはずのものであるからということが重要です。そのことが明確にならないと、なぜこのES細胞だけが出てくるのかが、わかりにくのではないかと思います。

(井村会長)ここに書いてある文章は、誰かがおっしゃったことの一部を取り上げているわけで、そういう意味で、必ずしも適切でないのは、先ほど位田委員が指摘されたとおりです。だから、そこは十分配慮して、文章を書いてまた提示することにしたいと思います。ES細胞が前提ではなくて、ヒトの受精胚をどのような存在と考えるのかということを書き、その上でそれを利用するか、しないかが問題になるわけです。ここは、今までのご意見の、先ほどの資料2の中からさらに一部をつまんで出しているところがありますので、その点はお許しいただきたいと思います。

それでは、次の問題に進ませていただきます。研究利用を目的としたヒト受精胚の作成についてどう考えるかということです。これについては、前回もご議論をいただきました。前回のご議論で私が理解していましたが、生殖医療としての体外受精のための研究以外の研究を行うために、人工的に受精胚をつくっていいかどうかという問題であったと思います。例えば、病気が発生してくる過程を追求するために、人工的に受精胚をつくって、それを見ていくというような研究も、医学研究としては恐らく十分価値のある研究だろうと思われれます。しかし、それを今やるかどうかということについてのご意見をこの前伺って、現時点では、それは急いでやる必要はないというご意見が多かったと思っております。しかし、今日は日本産科婦人科学会の従来の研究題目を見ますと、例えば受精の効率を上げるための研究、そのために、受精のメカニズムの研究というのはなされています。そういったものも含めて、研究利用を基本的にどう考えていくのかということについてご意見

を伺いたいと思っています。

(高久委員) 藤本先生がご説明された日本産科婦人科学会に登録された研究でも、一般的に受精の過程を調べて云々という研究もあり、他方で、例えば不妊の夫婦がおられて、精子や卵子に異常がないのに、どうしてその夫婦では受精がうまくいかないかを研究をする場合もあり得るわけですね。そして、後者の場合に、それを研究というのか、医療というのかというのは非常に難しいことがあって、その区別は必ずしもクリアでない場合があると思います。

(井村会長) そのとおりだろうと思います。

(藤本委員) おっしゃるとおりだと思います。

(石井議員) 不妊に関する研究のために使うことは、会告で一応認められているわけですね。つまりどっちみち認められているのですから、治療なのか、不妊治療のための研究なのかという境目をはっきりさせることは、議論としてはどういう実益があるのでしょうか。

(高久委員) 先ほどの議論の中で、この専門委員会で生殖医療のために受精卵のつくることの可否も議論する必要があるという井村先生のお話があったものですから、そのときに、後者の場合には研究なのか、医療なのかということが問題になるのではないかということをおっしゃったのです。

(井村会長) これは体外受精を目的としてとられた卵子、それから精子を対象にした研究だと思います。だから、もともと不妊なわけですから、そこに何らかの理由があるかもしれないということで、その理由を解明することも視野に入れて研究をすることになるのだろうと思います。

(勝木委員) 実際に研究の現場から申しますと、精子に異常があるのか、あるいは卵子に異常があるのか解からない場合には、コントロールのために別

の卵子あるいは精子をとって、お互いを組み合わせて、どちらにどういう原因があるかという実験をやるわけです。それでなければ研究は進みません。ですから、研究目的によっては、例えば夫婦間の体外受精を越えて、第三者の配偶子を使用することを設定しないとほとんど意味がないことが多いと思います。それが研究目的に、新しい胚をつくっていいかどうかということの本質だと思います。生殖目的で、不妊のカップルがそれをそのまま研究目的に使うことは、極めて特殊な場合に限られると思います。多くの場合は動物実験において、いろいろなミュータント動物等を使った研究をし、ヒトに当てはめてきました。ヒトゲノムも全部わかり、マウスゲノムも全部わかった段階で解析が行われている現代ですから、そういう観点に立って考えると、先ほど申しましたことが研究利用の本質ではないかと思います。まだ議論されていないところではないでしょうか。

(井村会長) 臨床的な研究になりますから、常に勝木先生がおっしゃったような形で、健全なものとそうでないものに対して、コントロールをとって実験を行うことはこの場合にはなかなか許されにくいわけですね。

(勝木委員) 今のところはですね。

(井村会長) 現時点では、そうです。恐らくここでは、例えば精子が透明帯を通過する時間が環境によってどう変わるのかとか、それによって受精効率を高めるとか、そういった研究しかないのではないかという気がします。きちっとしたコントロールをとって、実験を行うことは、こういう場合にはちょっとしにくいと思いますが、いかがですか。

(藤本委員) 第三者の精子あるいは卵子をコントロールに置くのか、それとも実験群に置くのかは別にしましても、使うこともあり得るということです。ですから、一言で言うと、非配偶者間の受精現象を通じて、夫婦間の受精異常の病態を解明すると、こういうアクセスになっていくと思います。

(島菌委員) 今のお話ですと、要するに受精卵ができるかどうかまでが非常に重要なところですね。一方で、受精卵が育つかどうかを見きわめるということも重要です。例えば受精卵の発育に関する研究というのが26番にありますが、その受精卵にいろいろな操作を加えることが許されると日本産科婦人科学会では考えていますか、その辺の議論がありますか。

(藤本委員) 当然、受精卵を取り扱う期間限定は14日間以内であると、大前提としてあるわけです。その大前提の中で、例えば培養液の組成を変えて受精卵の発育を促進する等の研究は当然行われていたと思います。今も行われていると思います。子宮の中へ受精卵を戻したときに、どういう培養液と一緒に戻すのがいいのか、あるいは子宮の中への戻し方はどういう方法がいいのか、いろいろな細かい点がありますので、当然受精卵の発育というものを見ながら、体外受精の成功率を上げるという、そういう方に研究の方向は進んでいると思います。

(位田委員) E S細胞の研究を認める場合には、余剰胚だからそのままでは廃棄されるものである、それをE S細胞の研究に使う、というインフォームドコンセントをとることは非常に重要なポイントだと思います。ここにある107の研究題目に対して、それぞれの精子、卵子及び受精卵の提供者に対するインフォームドコンセントというのはどのような形でされているか、もしおわかりでしたらお教えいただきたいと思います。これは登録制なので、そこまで出てこないかもしれませんが。精子の提供者と卵子の提供者が一つの夫婦であれば、そのときに一緒にインフォームドコンセントするのでしょうか、受精卵をつくって、それを生殖補助医療の目的の研究に使うというところまで同意をいただいているのでしょうか。先ほど第三者の配偶子を使って実験するという話がありましたが、その提供する第三者のインフォームドコンセントというのは実際にどのように行われているのか、もしおわかりでしたらお教えいただきたいと思います。

(藤本委員) 今の位田先生の質問は現場に即したことに対する質問ですので、

100%実行がされているかということについては保証はありませんが、学会の指導としては、またしっかりした研究者の姿勢としては、精子、卵子、受精卵、余剰胚の提供者にきちっと文書によるインフォームドコンセントをとって、研究をしていると思います。また、そのプライバシーも十分保つように努力していると思います。例えば107の研究があるうち、どれくらいが完全にインフォームドコンセントをとっているかという具体的な質問になると、今答えられないことをお許しいただきますが、学会としてはそういう指導をしていますし、平成12年の再登録時から書類様式も変えて、倫理面の体制（倫理委員会の設置など）がその研究施設できちっと整っているかどうかということも、研究の許可前に確認するようになっていきます。

（鷲田委員）資料3の議論を今しているところですが、これまでの主な意見ということでと の二つが書かれています。 は の説明なのかもしれませんが、この2つが部分的にコントラストになっている面もあるので、言葉つけ加えさせていただきたいと思います。 の方では、「ヒト受精胚の作成は相当の理由がなければ認められないが、現時点では認めるに値する理由はない」とあります。そう考えることは、基本的に相当の理由があれば認めるということで、これは例えば医学的な、あるいはそれ以外の非常に大きな恩恵なり有用性があるという理由が出し得ると思います。 の方ですが、「相当の理由がないと認められないという理由は何か」というのに、「ヒトの手段化につながるおそれがある」とされていますが、これまでの議論でも一部の方から出ていましたが、ヒトの手段化に代わる理由はあり得ないという考え方ではないかと思います。つまりいろいろなベネフィットであるとか、ユーティリティとか言及されても、それが手段化をしにくく理由にはなり得ないという原則的な立場ではないかと思いますので、この の方は、「相当の理由がないと認められないという理由」ではなくて、「研究利用を目的とした受精胚の作成は認められない理由」として考える立場ではないかと思います。

また私は、上の方の の4番目のものは3番目に含めた方がいいと思います。つまり「原則として「人」と同じ取扱いをするべきだが、例外的に「人」と異なる取扱いをする場合もある」の中に、4番目も含めた方がいいかと思

います。といいますのは、「人に近いもの」という少し緩い表現だと、人によっては、受精卵・受精胚とペットが、果たしてどちらがその人によって近しいのかというような問題がでてくると思うからです。例えば受精胚・余剰胚のお葬式をなさる方もいらっしゃるし、ペットのお葬式をなさる方もいらっしゃる。この近い遠いというのはいろいろな解釈ができる概念だと思います。そこで、この3番目の立場としては、人としては、やがて人になり得るという潜勢性と現に人であるという現実性での違いはあるけれども、やはり人であることは間違いない、けれども、ともに潜勢性的にか現実的にか、人であるからといって、同じ生存権を認めるということには直ちにつながらないという立場として、この3番目の立場を考えると、今我々が議論している、を論点のそれぞれに絡めることができるのではないのでしょうか。

(井村会長) ありがとうございます。もう少しご意見をいただきたいと思えます。特に生殖医療を目的とした研究は、基本的に認めるということでもいいのかどうか、ご意見があれば、お聞かせいただきたいと思えます。それ以外の研究については、前回余りご支持がなかったわけですが、これは現時点で認めない方がいいのか。その場合には、その理由は何かということについても、ご意見をお伺いしたいと思います。

(島園委員) 驚田先生のご意見は大変よくわかるので、ゆっくりとまた考えたいと思えます。その前の話に戻させていただきます。例えば、日本産科婦人科学会の97番の研究題目はヒトの生殖機構を明らかにするという目的ですが、こういう非常に広い目的で受精卵を研究していいとなると、生殖医療のために認めている範囲をはみ出すような気がします、いかがでしょうか。

(藤本委員) 情報保護やプライバシーのこともありますので、研究題目、目的、材料、この3項目のみをこの表では簡潔に示してあるわけです。しかし、研究申請登録があった時に、必ず倫理委員会で、研究の子細、手段、方法等の内容を吟味します。それらを総合的に勘案して、登録を認めるという体制になっています。この登録を受け付ける段階では、もう少し詳しく記載され

た事項について審査をしていますので、ご了解いただければと思います。

(島蘭委員) その審査の基準をまとめたような文章がありますか。

(藤本委員) 昭和60年3月の会告、14年1月に改定していますが、その研究に関する会告が原点です。それ以外、学会の姿勢としては、クローン技術の導入は非常に慎重でなくてはならないということ、個体作成にはもちろん反対ですし、受精後14日の研究期間を超えた受精胚、受精卵の取扱いを禁止しています。まして研究に用いた受精胚を母体へ戻すことは、厳しく禁止されていますので、そういう幾つかの会告を中心とした周辺の取り決めの中で審査をし、登録を認めているとご理解いただければと思います。倫理委員会の中で、特殊な目的を持った研究であれば十分審査いたしますので、そのすべてを今ここで一言では言えませんが、それなりの専門家が集まっている委員会でございますので、判断に間違いはないかと私は思います。

(島蘭委員) 今の説明は、特にそういう受精卵研究を認める範囲についての明確な基準を設けなくても、一応の了解が可能であるということでしょうか。

(藤本委員) その基準のすべてを文章化したものではありませんが、少なくとも会告に掲げてあることがまず原点であることは間違いございません。

(石井委員) 先ほどのご説明ですと不妊治療の方は別ということでしたが、そうすべきではなく、研究が認められる相当な理由として不妊治療のためということはあるということではないかと思えます。結果的にヒト受精胚が作成されてしまう場合を超えて、受精胚を作る研究が必要であることは、かなり限定してとらえなければならぬと思います。不妊治療のためであってもそうなると思えます。生殖補助医療の研究であれば別という形をとるべきではないと考えています。

(井村会長) そうですね。はい、どうぞ。

(島蘭委員) 今の話は、受精胚をつくること一般を考えて、それに対応してそれだけの理由があるかという話になったと思いますが、産科婦人科学会は、受精胚をつくるのはある特定の研究プロセスの中で出てくることとして、避けられればいいけれども避けがたい何かとして扱っていると思います。そういう意味の受精卵ができるということと、受精卵というのを研究目的でつくるというのはかなり違うはずです。そこら辺の区別を、もし産科婦人科学会の中に何らかの基準が示されていれば、こちらの参考になる資料ではないかと思います。

(井村会長) 非常に難しい問題で、もともと治療を目的として受精卵をつくっているわけですが、その目的を助けるための研究を容認しているということになるわけで、最初から研究のためにつくるということと、少しそこは違うところがあると私は判断したのですが、いかがでしょうか。

(勝木委員) 分けがたいことだと思います。つくるということによってしか研究は進まない面が実際にはあるだろうと思います。その観点で、この107の研究題目を眺めてみますと、多くのものは、原理的なことを研究しようとしている面があるように見えます。その原理的なことというのは、医療から少し離れたところにあって、人を用いてしか絶対できないという話とは違う面があるように思います。そういう原理的なものを調べる研究をするには、自由にコントロールを置き、いろいろな組み合わせも自由にでき、遺伝子も変え得るといようなシステムが必要なので、動物実験の意味があるだろうと私は思っています。これを直接審査まで立ち返って批判しようとは思っていませんが、受精卵が実験用につくられているものでないということは、極めて言いにくい状況ではないかという気がします。

もう一つは、何組かの体外受精を行うときは、どこかで受精卵のドネーションというプロセスが入ってきます。そうすると、商取引の材料としてまで、手段化という側面が入ってくると思います。そういう面を背景にした手段化ゆえにだめだということの理由になっているように私は思います。この辺の

ところは先ほど石井美智子先生がおっしゃいました。どこまでが本当に不妊の研究なのかということは、お医者さんが主導してご説明願うのが一番いいと思いますが、その辺のところをきっちりイメージしておかないと、どんどん広がると思います。

(位田委員) これまでの主な意見の は、前回私がこの趣旨のことを申し上げたので、そこから取り上げているかなと思いますが、それに対して、一般的にはいかなる理由があっても研究目的で胚をつくってはならないという、絶対的な立場もあり得ると思います。ただ、現状ではこれまで生殖補助医療目的でヒト受精胚が作成されています。まさに研究目的として作成するというケースもあれば、体外受精で結果的に作成されてしまったというケースもあるので、今さらまたもとに戻って否定をするのは非常に難しいので、その点は既成事実があって、もう認めざるを得ないという言い方になるわけです。ただ振り返ってみると、ではなぜ生殖補助医療であればその受精胚の作成が認められるかという理由はまだはっきりしていないと思います。例えば体外受精を始めたときに、体外受精をやってもいいという基本的な議論は余りなされていないのではないかと思います。結果的に体外で受精胚ができるのは、もう止めようがないのでしょうがないですが、生殖補助医療の研究のためであれば受精胚をつくっていいという理由を一度考えておく必要があると思います。それは生殖補助医療だから、ということで納得がいくところは私もないわけではありませんが、それではその問題は生殖補助医療目的以外の研究目的で受精胚をつくるということとの理由の違いも明らかにしておかないといけません。もしこれまでに例えば産科婦人科学会でそういう議論が既に行われていればご紹介いただきたいと思いますが、なかったのであれば今ここで一度考え、もしくは確認をしておくことが必要ではないかと思います。

(井村会長) 藤本委員、何かございますか。

(藤本委員) 少なくともこの精子、卵子、受精卵を取り扱う研究に関する会

告を作成した昭和60年には、位田先生がご心配になりましたようなことは、会告の作成に当たっては委員会内で十分に検討の努力はされています。私はそう記憶しています。そこで第三者の精子、卵子等の利用についても、会告にありますようにきちっと規定することにして、十分その辺の論議はされたとは私はみなしていました。

(位田委員) 論議されたのは多分そうだろうと理解していますが、その理由をお聞きしたいのです。つまり、生殖補助医療目的で受精胚を作成することを認める理由が、具体的に何か議論されたかどうかをお聞きしたいのです。

(藤本委員) これを認める理由と言われても、返答に困りますが、想像しますと、恐らくそれを認めないと研究はスタートしないのではないかと、どうしようもないことではないかと私は理解しています。

(井村会長) 現代医学というのはいささか厄介なもので、原理がわからないとだれも信用してくれません。例えばこうやると妊娠の効率が上がるといってもだれもなかなか納得してくれません。それで原理の研究もやはり認めていかざるを得ないわけです。それをどこまでやるのかというのは非常に難しい問題ですが、それは全くやってはいけないというわけにはいかないと思います。そこが非常に難しいので、だから明確な一線というのはなかなか引きにくいと思います。しかし、体外受精を認めるのであれば、これは不妊症の治療を認めているわけですから、その医学のための基本になる研究はやはり認めざるを得ないのではないだろうかという気がします。

(位田委員) 生殖補助医療を突き詰めていけば、いわゆる受精過程をきちっと研究しないとわからないところがあるということはよくわかりますが、ここで議論していることは、どの研究でもそうだと思います。やはり最後は人に返ってくるものであれば、人でやってみないと最終的にはわからないので、では人でやってみましょうかということになるでしょう。ただ、そこはわかりながら、しかしやはりやってはいけないという線があるという話をしてい

るわけです。だから、その線を超えるかどうかという理由がそれぞれの場面で必要であるということだと思えます。ESはESでその線を超える理由をそれなりに議論したわけです。そうすると、生殖補助医療研究の中で受精胚をつくるというのであれば、単にここはやらないとわからないということだけではなくて、何かもう一つ積極的な理由があったのかなと思えます。体外受精というのは先に事実が出てしまって、これはだめだと言ってしまうと体外受精から生まれてきた子供を、ある意味では社会的に抹殺することにもつながりかねないので、そこは事実が先に出てきてしまって認めたいなところがあります。ただ、イギリスはルイズ・ブラウンが出てきてから、かなりきちっと議論していると思えます。それが日本ではどうもそこまでは必ずしもいかなかったのではないかなという気がしています。もしその続きで生殖補助医療で受精胚を研究のためにつくることを許すという説明をされるのであれば、そこはそれだけでは不十分ではないかという気がします。

（井村会長）確かに、生命倫理が非常に大きな話題になったのは体外受精が始まってからですね。特に日本よりもキリスト教社会であるヨーロッパは非常に深刻な影響を受けたと思えます。恐らく当初はかなり反対意見が多かった。しかし、事実がどんどんと積み上げられていく中で、やはり不妊のカップルにとっては有効な治療法だということで、現在はほとんどの国が認める形になっています。だから、事実が先行したとおっしゃると確かにそのとおりですね。日本の場合には、これは藤本先生にお答えいただくのがいいと思いますが、一般の人たちが余り関心を示さなくて、日本産科婦人科学会にゆだねてしまっているというところは確かにあったと思えます。だから、それは産婦人科学会の責任ではなくて、一般の我々の責任だろうと思えます。

（勝木委員）不妊治療について、位田先生がご提案になったことは、やるべきだと思います。なぜならば、追認の形で出てきているということがあったにしても、今は100人に1人の子供が体外受精ないし顕微授精で生まれてきている、つまり2学級に1名はそういう子がいるという状況にあるわけです。一方、欧米では非配偶者間での生殖補助医療ができますので、非配偶者間で

の生殖補助医療で生まれてきたということを知ってしまった人が親を知りたいという事が出てきています。これは恐らく、今までにあった養子縁組等で子供を育てるというところに出てきたものとは全く違う、人間の根源的に持っているものが初めて実験的に明らかになったことだと思います。この数十年間は認めてきて、事実を十分に検討しないままやってきて、体外受精児が1%になるとは想像もしなかった訳です。今のゲノムの時代になりますと、不妊の原因というものが実は1つの遺伝子が多くの生物の機能に使い回されているという現状からしますと、そこから生まれてこられる方々は、子供の第1代はよろしいですが、その第2代、第3代になりますと、潜在的な遺伝子の負荷を人類は負うことになることがあるわけですね。果たしてそこまで我々は覚悟してそういうことを行ったかといいますと、そんなことはないわけで、それらのことについてもう一度冷静に、社会的にも、社会構成上の問題としても、もちろん生物学的にもきっちりやるのが、不妊治療の具体的事実の1つずつを検証することにもなるだろうと思います。私は不妊治療の中に、体外受精を含めて、もうあきらめた方がいいという医療の選択肢も入れていくべきだと思います。

(井村会長) 遺伝子負荷という問題は、優生思想につながりますし、非常に難しい問題です。それから遺伝子負荷は何も不妊だけではなくていろんな病気であり得るわけなので、そこまで踏み込むのは問題ではないかと思います。それから、体外受精をもう一度初めからここで議論をいたしますと、これまた非常な時間がかかりますし、もう既に日本でも年間1万人ぐらい生まれているということを否定するという事は非常に難しいことです。だから、おっしゃることはよくわかりますが、今それをここで取り上げれば、この議論は終わらないのではないかなという気がいたしますので、私は今のところは研究目的で受精卵をつくるかどうかの可否あたりに絞って行って、それがどの辺まで許されるのかというあたりでご議論いただく方がいいのではないだろうかと思っています。

(勝木委員) 先生のおっしゃることもよくわかりますが、不妊治療の現実を

すべて是と見れば、それに対する研究も許そうという議論になるわけですね。私は是と見るところにも限定をつける必要があると思います。例えば、顕微授精の問題とか、精子と卵子を混ぜ合わせて、どういう濃度でどういう環境にするかという問題があります。マウスでの研究では、私達のグループが世界でもトップです。その経験から言いますと、不妊の問題はそこだけではないことが明らかなわけですから、そういう意味の留意をしながら議論すべきだという意味です。

(井村会長) 南委員、それから高久委員、島園委員の順でお願いします。

(南委員) 私もここで今改めて体外受精や生殖補助医療を議論し始めると、この場はとても時間が足りないと思いますので、議論することを希望するわけではないのですが、社会的にはやはり不妊治療や生殖補助医療という言葉が、人によって理解がさまざまだと思います。それを統一するのは難しいかとは思いますが、例えば昭和60年当時会告をつくられた頃に不妊治療として学会がお考えになったものと不妊治療の現状は随分違っていることは確かだと思います。今行われている最先端と言われる不妊治療や生殖補助医療の中には、産婦人科の先生方の中にも、これは医療でも生殖補助でもないと言われる方もたくさんいるわけで、どこまでが生殖補助医療であるかについて、ある程度社会的な同意を持っていないと、医療のためとか不妊治療のためという言葉が錦の御旗になりかねないという部分はあると思います。

(井村会長) 重要なポイントだろうと思いますが。高久委員、どうぞ。

(高久委員) 資料3はもちろんたたき台ですから構わないのですが、この「相当の理由がなければ」という、この「相当の理由」というのが非常にあいまいな表現ということと、理由がなければ認められないが現時点では認めるに値する理由はないというのは何かおかしいと思います。生殖医療での研究も問題になっています。

(井村会長) これは生殖医療を除いていると思います。

(高久委員) それと1つ気になるのは、例えばミトコンドリア病の研究のときに、研究利用を目的とした受精卵の作成が必要になってくる可能性がかなりあるので、必ずしも生殖医療のためには限らない可能性があると思います。

(井村会長) これは前回は議論が出たと思いますが、やはりいろんな先天異常の発生過程を研究するには、その遺伝子を持つ患者さんの精子なり卵子とを受精させて、初期の発生に特に影響が出るものは見ないといけないという場合があります。だから、現在の時点でそれを認めるか、あるいはどういう条件なら認められるかということがかなり問題になるのではないかと思います。

(勝木委員) ミトコンドリアに関しては、現在マウスで実験研究が進んでいまして、特に林純一さんという方が精力的に進められています。ミトコンドリアは細胞質にあるものですから、核移植を用いて行なっていますが、核移植がない時代に、特殊な方法で入れかえるということをやって来られました。人の病気を意識した研究が現実問題として提案され、実験動物ですごく進んでいる状況にあると思います。ですから、私はそういう原理的な問題はぜひ動物実験でやっていく必要があると思います。これが次の医療につながるという保障は未だないのです。それを直接人で始めるとというのが、すべての問題点になってくるのではないかと、そのことだけ申し上げます。

(高久委員) 人の病気は人にしかないのですから、動物を用いて研究を行うということには非常な限界があると思います。

(島菌委員) 生殖技術については厚生省に、徹底して検討している委員会がありますね。しかし、受精卵の地位というテーマに関連して考えることについては、この専門調査会の任務であると考えなくてはいけないと思います。例えば先ほどから人の手段化だけなのかという話がありましたが、受精卵に

手を加えることが進んできますと、命の選別のようなことが必ず起こってくると、それはもう体外受精のところで始まっていることであって、勝木先生が非常に懸念されている遺伝子の未来にかかわる問題も、人為的に命を選ぶことから来ているわけです。これは、受精卵を我々が人為的に研究したり操作したりしていいのかというときの相当重要な問題で、これまでの人類のあり方を変えてしまう可能性とつながっていることなので、不妊治療の問題は次世代に非常に深い関わりがあるという問題として議論すべきだと思います。

(位田委員) 生殖補助医療で受精胚をつくる、もしくはその利用を認めるかどうかというのは産科婦人科学会にこれまで任されてきましたが、厚生省は、その間どういう立場をとってこられたのかをお教えいただきたいと思います。

(厚生労働省) すみません。今のご趣旨はどういった観点でお答えすればいいのでしょうか。

(位田委員) 生殖補助医療関係は、本来なら医療ですから厚生省がこれまでに何らかのルールをつくっていてもいいと思うのですが、そうではなくて産科婦人科学会に任せてきました。その間に厚生省ではどういう検討をされたか、もしくは何らかの方針、考え方を持ってきたのか、お教えいただければと思います。

(厚生労働省) 一応第三者提供のものについては部会の方で、石井先生にもお入りいただいて検討をしています。夫婦間についても、いろいろと日本産科婦人科学会の方もありますし、またいろんなところである程度合意も得られているということもありますので、一応第三者ということ限定した上で、今検討をしているという状況だと伺っています。

(井村会長) 少しずれていると思いますが。ゆだねる以上はもうちょっと広く生殖医療全体に対して厚生労働省はどのような姿勢をとってきたのか、あるいはどういう議論をしてきたのかということ、研究への応用についてどう考

えてきたかという議論だったと思います。だから、現在厚生労働省でやっておられるのは確かに第三者間の体外受精の問題ですが、それ以前に何か議論があったかどうかということですね。高久先生は、何かご存知ですか。

（高久委員）現在、矢崎総長が座長の委員会で第三者提供の議論をしています。その前に私が生殖医療部会長のときに、出生前の診断と生殖補助医療の2つの専門委員会がありまして、出生前の診断については、専門委員会で非常に苦労されてつくられたのですが、非現実的というか、非常に難しく、部会への報告にはしませんでした。生殖補助医療の方は中谷先生が座長になられて、産科婦人科学会では会告で禁止している夫婦以外の体外受精についても、ゴーサインを出しました。そのためにはいろいろな法的な問題を含めて整備しなければならないということで、今、矢崎総長が中心になられて議論をしています。もう20回ぐらいやりましたかね。もうこれは大変な議論でして、まだまだしばらくかかるのではないかと考えています。

（井村会長）何かこの議論は大変な議論になりそうです。石井委員、それから勝木委員。

（石井委員）ここでも繰り返し申し上げてきたのですが、今ご説明があったように、非配偶者間の生殖補助医療のことしか厚生労働省の委員会は議論をしていません。夫婦間の生殖補助医療という枠の中で行われている研究について、産科婦人科学会の場合を除いては公的な場で、議論がなされていないと思います。ここでそれを議論していただいた方が、いいと思います。

（勝木委員）先ほど南委員がおっしゃったことですが、不妊治療ないし生殖補助医療というものが錦の御旗になってしまうということがあります。大枠の利用も認められるものだという、それも定義なしに使われるということですね。その中身は配偶者間から非配偶者間に広められようとしています。しかし一方では、オランダでは、ある1人の男性からの提供精子で人工受精が体外受精によって子供ができ、子供が何歳かになったときに初めて、精子を

提供した人に非常に重篤な病気、遺伝病が発見されたという報道もあります。また、アメリカでは自分がいわゆる生殖医療でつくり出された人ということがわかったときに、親を調べていくだけではなくて、自分の兄弟を調べてどういうふうになるかというような運動が起こっているという事実が一方であります。そういうことは、不妊治療が解決しなくてはいけない問題なのか、そもそも不妊治療の中に不可分の問題として存在していて、どうすることも出来ない問題なのかということですね。それを留意しながら議論するということは必要ではないかというのが私の立場です。そのように、不妊治療が錦の御旗で是認の前提になって、その前提のもとで非配偶者間ではいかどうかという問題を論ずるならば、先ほどのような背景が無視されてしまう可能性があるので、その結果は、ここでも報告を受けて議論する必要があるのではないかと強く思います。

（香川委員）今、議論を伺っておりまして、不妊治療ということが第三者の提供と配偶者間のことと混乱しているような気がします。議論としては、受精胚をつくることの可否ということだけでまず議論し、それから第三者云々という問題にならなくてはいけないので、少し論点を整理していただけないでしょうか。配偶者間の場合でしたら、当事者としてはかなり深刻な問題でもあらうと思いますし、それから、周りから見ても、法的にも、余り遺伝的にもそれほど今議論しているようなことはないわけですから、この2つを一度切り離して、別々の問題として議論した方がいいと思います。

（井村会長）第三者間の体外受精については、今ここで議論を直接する予定はございません。それは厚生労働省の委員会が非常にエクステンシブにやっておられますから、その結果を待った方がいいと思います。だから、今のところは研究目的で受精胚をつくるのがどういう条件なら許されるのかと、そういうことについてご意見を伺っているつもりです。その場合に、1つは既に産科婦人科学会が先ほどお示しになったように、体外受精の受精率を高めることを目的とした研究が1つあると思います。それから、もう一つはそれ以外の、医療につながる研究を目的としてやる研究があります。大きく分

けるとその2つがあると思いますけれども、両者の間の境界というのは必ずしも明確でないというのは先ほどから議論があったとおりで、受精効率を高めるためにはある程度基礎的な研究をしないといけない。すると、それは一般的な研究に入るのではないかという意見もあると思います。今のところ、体外受精を否定する立場に立って議論をすることは、非現実的であろうと思います。体外受精にいろんな問題があるというのは先ほどからご指摘があったとおりですから、そういうことも踏まえながら、この委員会として研究目的で受精胚をつくることの可否、可ならどういう場合に認められるのかということの結論が出せればいいと思っています。議論するうちに、第三者間まで入ってしまいましたので、ちょっと混乱したという印象を与えたと思います。

今、ちょっと考えておりますことは、こういう形で皆さんの議論をいただきながら、およその意見の収束ができそうなところは、プロジェクトチームをつくって、少人数の方で議論をしていただいてまとめるという操作が必要ではないかに思っています。後でそれをお諮りするつもりだったのですが、まだ私自身としても十分まとまった考え方があるわけではありませんが、例えば、研究利用を目的とした胚作成の問題について、今日はかなり議論をいただきましたから、それをある程度とりまとめて、そしてまた全体の会合で議論していただくという操作をこれから1つずつ入れていかないと、いつまでたっても堂々めぐりになる可能性もあります。そういうことも含めてご意見があればお伺いしたいと思います。

(位田委員) 資料2の論点メモで、点線で囲ってある設問の形で出されているものなのですが、この中で、ある意味では事実の確認や現状の部分は、これまでもヒアリング等でやっておりますので、今さらここで議論をする問題ではなくて、むしろ事務局の方で少しまとめていただければ、我々の知識の確認にもなると思います。それぞれの問題については、これまでこの点線の四角に書いてあるような形で議論をしてきたのですが、もう少し整理をして、違う角度から設問をつくり直す方が妥当な部分もあるように思います。これは前から島園先生おっしゃっておられることですが、全体の検討

の構成が本当にこれでいいかどうかというのも少しずつまとめていきながら、改善するべきところは改善できるかなと思います。今、井村先生がおっしゃったように、ポイントポイントで少しまとめる作業をしないと、最後に一度にまとめるというのはやっぱり問題があるかなと思いますし、受精胚についての議論は、何かルールをつくるというよりも、むしろきちっとした報告書をつくって、それを将来の検討の土台にするのが非常に重要な役割だと思いますので、少しずつまとめていただければと思います。

(井村会長) プロジェクトをつくってまとめていくということ、起草委員会と言った方がいいのかわかりませんが、そういった小委員会をつくることを次回にでも具体的に提案をしたいと思っています。それでは、そういう委員会ができるという前提で、残された時間で他のところも議論したいと思いますが、先ほどの研究目的でつくることに関していかがでしょうか。

(勝木委員) 研究目的でつくるときに、現代の学問の状況では、遺伝子等を解析できるという時代になっているので、研究とは基本的にそういうものを突き詰めることですから、当然利用することがあると思います。それをやっではいけないという研究というのは成り立たないだろうと思います。これを私は議論する気はないのですが、前提としての議論として申しますと、そのこともあって、今アメリカでは、いわゆるデザイナーベビーをつくるというところにまで進んでいるわけです。女性が、ノーベル賞学者の精子をもらって子供を産んで、その子が実はそうだと宣伝をするということです。不妊治療として体外受精で産まれた子供が、体外受精で生まれたことがわかったということだけで、その人が優生学的に見ても大変重要な負荷を負ってしまうのではないかと思います。そのようなことが体外受精からヒトの発生に関して、遺伝子的にもゲノム的にも全部明らかになるということは確かだと思います。そのことをだめだと言っているわけではなくて、そのことが起こり得るということを前提に議論をする必要があるということです。

(石井議員) 勝木先生のご議論は、次のようなことなのではないでしょうか。生殖補

助医療で既に子供がたくさん産まれているという事実の前に、もう後戻りはできない、それは一応括弧に入れておく、あるいは前提にしておく。問題は、今度は研究のためにどのようにするかということ。何の目的の研究なら認めるのか、認めないのかという問題を立てたときに、今さら生殖補助医療はもう後戻りできないと言って、その問題を処理したときに、括弧の中に入っている問題がある。しかし戻れないにもかかわらず、補助医療がうまくいく方だけの方向で研究を認めるというのは、ある意味で自己矛盾になる。だから生殖補助医療をやることのリスクや問題を明らかにする研究もやらなくてはならない。そうすると研究の対象あるいは目的は、原理的にどんどん広がる。

(勝木委員) もちろんそうです。それは、動物実験でやるのです。ヒトで問題を見つけて動物実験で行う。

(石井議員) だけど、ぎりぎり動物実験でやってきたときに、最終的に後は高久先生おっしゃるように、人間のことは人間を使わなければわからないというところまでいったらそうするという、そういうふうに論理的になるのでしょうか。

(勝木委員) そうなる可能性は十分あると思います。それはケース・バイ・ケース、ステップ・バイ・ステップでやることだと思います。全部一括して、ヒトでなければできないから何でもやっていいよという議論ではなくて、現在行なわれている不妊治療にも不明なことが多いという冷静な判断のもとでやるところをケース・バイ・ケースで詰めていって、そしてヒトに開く、それは大変な作業だけど、一遍に開いたために何か非常に恐ろしいことが起こるよりは、つまり致命的なことが起こるよりは、慎重な態度ではないかという意見です。

(井村会長) ただ、生殖医療に対する勝木先生の考え方は少数意見ではないかと私は思っています。というのは、もちろんネガティブな面がいろいろあり、それは指摘されたとおりだろうと思います。しかし、また香川委員がお

っしまったように、子供ができないことによって非常に大きく悩んだり、社会的にいろんな被害を受けている人というのもあるということは、今までのヒアリングでも出てきたとおりですね。だから、今、生殖補助医療をきわめてネガティブにとらえるのか、それともネガティブな面があるけれども、ポジティブな面も大いにとらえていくのか。そこはかなり個人によって考え方が違うという気がしています。

(勝木委員)それはもちろんそうです。私が申し上げたいのは、すべてポジティブとして錦の御旗にすると致命的なことになるのではないかとということです。

(井村会長)だから、余りネガティブにとっていただくと具合が悪いのです。

(勝木委員)ネガティブな面を本来持っているという意味です。

(石井議員)いずれにしても、括弧に入れた問題が残っていると。だけど、もう後戻りはできないということで先へ進むとしても、やっぱりそうやって残っている問題に関する研究も当然やらなくてはいけない。そういうことになるのですか。

(勝木委員)それは単に生物学的な問題だけではなくて、社会制度の問題も含めてそうだと思います。

(島園委員)最近、A I D、非配偶者による体外受精のマイナスの社会効果が見えてきました。つまり、それで産まれた子供が親を知りたいということをもぐって非常に大きな問題が起こるということがあらわになってきたわけですね。これは受精卵を人為的に扱う、つくったりするということの1つの効果ではないかと思います。ですから、そういう問題をも含めて考えないと、受精卵を包括的に論じる、受精卵に対する科学的介入を包括的に論じるということにならないと思います。

(垣添委員) 本日の主な議題であるヒトの受精胚を研究目的でつくるのをどう考えるかという話ですけれども、私は、基本的には、今の段階では研究目的で受精胚を、一般論としてつくるのは反対です。ただ、今日ずっと議論されてきましたように、受精効率を高めるとか、生殖補助医療の一環として進めるといふこと、もちろん生殖補助医療には、今も直前に議論がありましたように、ポジティブな面とネガティブな面両方ありますから、それを含めての話であることはよく承知しておりますけど、少し前に勝木委員が発言されたように、あきらめるといふ選択肢も含めた生殖補助医療というものがやっぱり必要ではないかと考えています。いずれにしてもヒトでなくてはやれない研究は、例外として、これは手続論になりますけれども、届け出制とかそういうことをとって研究をしていくということが必要と思います。それ以外のものに関しては、やはり原理的な研究になりますから、これはやはりやるとしたら動物実験で研究を行っていくということになると思います。どうしてもヒトでやらなくてはいけないものは届け出をするという必要があるではないかと考えます。

(井村会長) これからだんだんまともに入っていくと、最終的にどのようにヒト胚の問題をやっていくかが重要になってくるわけですね。その中で、1つは、先ほどもまともの中で誰かのご意見として出ていましたが、イギリスのHFEAのような組織をつくっていくのかというのが問題になると思います。そういう組織を作れば、この研究に関しては届け出制でいいですよとか、この研究に関しては許可制でないといけませんよという形で研究の内容を決めていくということも可能になるのですね。そういうことも視野に入れながらご議論をいただけたらと思っています。私は、基本的によほどのことでないと禁止しない方がいいだろうと思っています。しかし、無条件に認められるものでもないわけで、そこにある種の制約を加えていくということが必要であって、しかもそれはかなり時代とともに揺れるわけですね。だから、そういう点で柔軟性のあるコントロールの方法を最終的には必要かなということも考えているのですが、そういうことも念頭に置きながらいろいろご議論

をいただけたらと思います。

今日は余剰胚の研究利用についてもご議論をいただくつもりでしたが、十分な時間がとれませんでした。今日のご議論をできるだけ事務局で整理をいたしまして、また生殖医学への応用の研究等につきましても、今までどうい
う議論がなされているのか、そういうことがあるかないかというの
も調べまして、次回ある程度のまとめにしたいと思います。それから、申し上げましたように、次回プロジェクトチームをつくるか
つくらないかもまたご議論をいただきたいと思っています。そういうこと
でよろしいでしょうか。何か全体を通じて、これからの進め方についてご意見があれば伺いたいと思います。

(島園委員) 生命倫理法のような案をつくっておられる機関もあります。この問題がどのように帰結するかというので、今、会長が言われたように、大変強力なコントロール機関をつくって、そこで審査にゆだねるというタイプの方法もあるでしょうし、法律をつくって原則をはっきりさせるという解決の可能性もあるわけですね。その両者が矛盾するわけでもありません。そういう意味からいうと、もしそのいろんな案が論議されているのであれば、そういう
いったものも検討してみるという機会があってもいいと思います。

(井村会長) 法律を拒否するということではありませんので、いろんな選択肢が今のところあると思います。だから、そのあたりでいずれご議論をいただ
いて、どういう選択肢を選んでいくのかということを考えないといけない
と思っています。しかし、研究とか学問に関する部分も非常に多いので、ある程度柔軟な仕組みができればいいのではないかというのは私個人の考え方
です。その辺はまたいろんなご意見を伺った上で、最終的な結論を考えない
といけないと思います。

(位田委員) 法律をつくるか原則をつくるか、もしくはHFEAのようなものをつくるかどうかという話は、ある程度ヒト受精胚についての考え方がまとまってから後の話だ
と思います。極端な話をすると、法律をつくって、禁止すればそういうことを考える必要が全くなくなります。クローン規制法

と同じように禁止すればいいわけですが、多分そういう形にはならないでしょう。どういう条件で、どこまで認めてどこからはだめだという話をある程度先に進めて、ある程度の結論が出ないとその制度の話には入れないと思います。余り先走ってしまうのは好ましくないと思います。私は生命倫理法の案をつくられているグループの意見を聞くことは適当かなとは思いますが、余りそこに議論を集中しないようにしていただければと思います。

(井村会長) 私も基本的にそういう考え方で、法律の話は今まで全然一度も出していません。ただ、HFEAについては、どなたかがおっしゃって、今日の資料にあったので、ちょっと触れたわけです。先の問題だと思えますから、初めに法律ありきという姿勢ではなく、できるだけ議論していった上で、最終的に柔軟に選択していきたいというのが私の基本的な考え方です。

(勝木委員) 体外受精を初めとして世の中の動きが先に進んで、追認、追認という形になってきているものの1つに、不妊治療について、少子化対策として何らかの政策をするということが発表されています。そういう実態は、ここで幾ら議論しようと、それがだめだといっても、体外受精と同じようにそれではもう遅いということになるので、我々がやろうとしていることが余り手足を縛られないような、タイムリーな時期に、そういうものをここでぜひ、議論の事実としてお知らせ願いたいと思います。

(井村会長) 少子化対策の話は私も全く知らなかったもので、どういうことが言われているか調べたいと思います。本日の予定の時間がほぼ終わりました。次回、次々回は、皆様のご都合で調整が付きませんでした。もう一度調整をするということです。どうぞよろしく願いをいたします。それでは本日の専門調査会、これで終了いたします。どうもありがとうございました。